

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第21号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年10月19日 02時30分ごろ	
発生場所	愛媛県宇和島市 ^{わたりのせ} 渡ノ瀬灯標から真方位250° 1.5海里付近 (概位 北緯33° 06.0′ 東経132° 21.3′)	
事故等調査の経過	平成22年2月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 第八幸徳丸、199トン 船舶番号、船舶所有者等 129933、幸徳海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	バルバスバウに破口及び凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、宇和島市 ^{ゆら} 由良岬沖を約8～9ノットの速力で自動操舵により航行中、単独で船橋当直中の船長がいすに腰掛けたまま居眠りに陥り、平成21年10月19日02時30分ごろ、愛媛県 ^{ねとこ} 寝床島南東岸付近の岩礁に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、由良岬沖を航行中、単独で船橋当直中の船長が、乗揚の約30分前から、いすに腰を掛けた状態で眠気を催し、居眠りに陥ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が由良岬沖を航行中、単独で船橋当直中の船長がいすに腰を掛けた状態で居眠りに陥ったため、寝床島南投岸付近の岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	